

人手不足でお悩みの「宿泊業」「飲食業」「小売業」の事業者の皆様
新たにスポットワーカーを活用してみませんか？

スポットワーカー 活用支援事業補助金



補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる
手数料(サービス利用料)

対象業種

「宿泊業」「飲食業」「小売業」
※これまでスポットワーカーを雇用したことがない事業者(所)に限る。

補助率

1/3

補助限度額

最大10万/社(所)
(下限1万円)

補助対象期間

令和6年4月26日～令和7年3月31日

補助金交付までの流れ

- ① 県労働政策課に申込書提出
- ② スポットワーカー雇用 ※ 補助金の交付にあたり、スポットワーカー雇用前に①県への申込が必要です。
- ③ 県労働政策課に交付申請兼実績報告書を提出
- ④ 補助金交付

活用例

- 急な仕事増のため、初めてスポットワーカーを3人(時給1,000円、1日5時間勤務)を10日間雇用した場合、手数料が4.5万円(賃金の30%の場合)発生します。
- 本制度を活用すると、手数料の1/3に相当する金額の補助があります。
4.5万円×1/3=1.5万円



[申請・お問い合わせ先]
 福井県産業労働部労働政策課
 産業人材室
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17番1号
 Tel : 0776-20-0390
 E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

補助要件等の詳細は、福井県ホームページで必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金 **検索**

ご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

